

# 第二の社会参加で 活力のある 生き生き生涯を!!

町田市シルバー人材センターは60歳以上の方で、元気で働く意欲のある方の入会を求めています。経験・知識・体力のある人が定年退職後、家の中に閉じこもらずに社会参加することは健康維持のためにも大きなプラスになります。

全国シルバー人材センター事業協会の調査によると、就業しているシルバー会員は一般高齢者と比較して医療費が約15%、また、会員の要介護者率は約25%少なくなっています。



左記のお仕事のご利用をお待ちしております

**会員になるには**

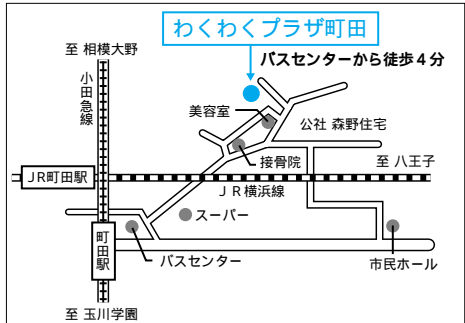
毎月上旬にシルバー人材センターで入会説明会を行っています。

ぜひお問い合わせ下さい。

**町田市シルバー人材センター**

森野1の1の15 わくわくプラザ町田内  
☎723・2147、FAX724・0407  
http://park18.wakwak.com/ machida sc/

会員数 男性2493人・女性864人  
合計 3357人(7月1日現在)



**主な相談の傾向・事例**

「不当請求、サラ金、敷金返還トラブルは相変わらず」

パソコンや携帯電話を使った身に覚えの無い不当請求の相談は相変わらずですが、最近では医療費の還付金や行政を騙った振り込み詐欺が目立ちました。

対応の基本は、身に覚えが無ければ毅然と無視することです。

**表1 過去5年間の相談件数推移**

年度	件数
2006	3,688
2005	3,987
2004	6,031
2003	5,191
2002	3,749

**その他の相談事例**

「太陽光発電システムとオール電化」

新築の家を購入した。その後訪問販売で太陽光発電とオール電化

**表2 2006年度消費生活相談上位20位**

順位	商品・役務(サービス)名	件数	前年度件数
1	フリーローン・サラ金	422	365
2	オンライン情報サービス(インターネット関係の不当請求等)	261	362
3	電話情報サービス(携帯電話関係の不当請求等)	224	322
4	賃貸アパート・借家(敷金返還トラブル等)	171	215
4	商品一般(内容不明の不当請求、商品全般の相談等)	171	117
6	住宅関連工事(住宅建設、リフォーム工事等)	147	148
7	自動車	84	71
8	生命保険	81	50
9	新聞	65	69
10	預貯金・証券等	64	46
11	医療	50	31
12	化粧品	46	47
13	戸建住宅(住宅購入・契約のトラブル等)	45	65
13	ふとん	45	45
15	書籍・印刷物	44	35
16	他の行政サービス(還付金詐欺等)	43	18
17	健康食品	40	64
18	医療用具(家庭用電気治療器類等)	39	51
18	被服品クリーニング	39	51
20	教養娯楽品その他	38	34

2006年度の消費生活相談件数は3688件でした(表1参照)。

2年連続で件数は減りましたがこれは昨年度に引き続きパソコンや携帯電話での不当請求の相談件数が減少した結果と言えます。反面、生命保険や未公開株等の金融関連の相談や解決までに時間のかかる複雑な内容の相談が増加しています。

昨年はシュレッダーやガス給湯器による事故、食品の安全性への企業の対応が問題となりましたが、センターに寄せられる相談は契約に関するトラブルが相変わらず上位を占めています(表2参照)。

「防音工事と住宅リフォーム」

町田市の多くの地区が防衛施設庁の防音工事の対象になっており工事の申請が始まりました。以前から訪問した事業者との契約についての相談はありましたが、工事の内容を確認し複数の業者からの見積りを取ってからでも遅くはありません。契約は急がずにした方がいいです。

**【医療保険】**

昨年来、保険会社の保険金の不払いが問題となっていますが、医療保険の給付金を請求したが支払われない等、医療保険に関する相談が多数寄せられました。保険会社は盛んに誰でも入れると宣伝していますが、保険金の給付対象の定義は保険会社の約款に書かれており、当てはまらない場合には支払われません。高額医療費は一定額を超えた場合、申請すれば健康保険から支給されます。事前に約款やパンフレット、概要書面・重要事項説明書をよく読み、家族の状況に応じて目的を明確にした上で申し込みましょう。約款は契約前でも請求できます。

**困った時は消費生活相談室へ**

「クーリングオフについて」

訪問販売・電話勧誘等で契約した場合、契約日から8日間(一部は20日間)は工事の完了や商品の使用(消耗品を除く)とは関係なく無条件で解約できます。クーリングオフ期間を過ぎていても、販売方法や契約書に問題があれば解約できる場合があります。諦めずに相談ください。「うまい話」などそうあるものではありません。その場で契約せず、よく検討してからでも遅くはありません。悪質商法には充分ご注意ください。

805 問消費生活センター ☎725・805

他にも特定商取引法の規制強化が検討されています。消費者を取り巻く環境は刻々変化を続けています。さまざまな情報を入手し賢く判断したいものです。



**2006年度の消費生活相談**

相談は専用電話 ☎722・0001(月)金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時、来所受付は午前が11時30分、午後が4時まで)。

今年7月から改正東京消費生活条例が施行されます。新たな禁止行為が盛り込まれ業者指導が強化されます。

さらに消費者契約法の一部が改正され「消費者団体訴訟制度」が新たに設けられました。施行は今年6月からです。消費者団体訴訟制度とは認定を受けた適格消費者団体が個人の消費者に成り代わり不当な契約行為や不当な契約条項の使用を行っている事業者に対し差し止め請求の裁判を起す制度です。